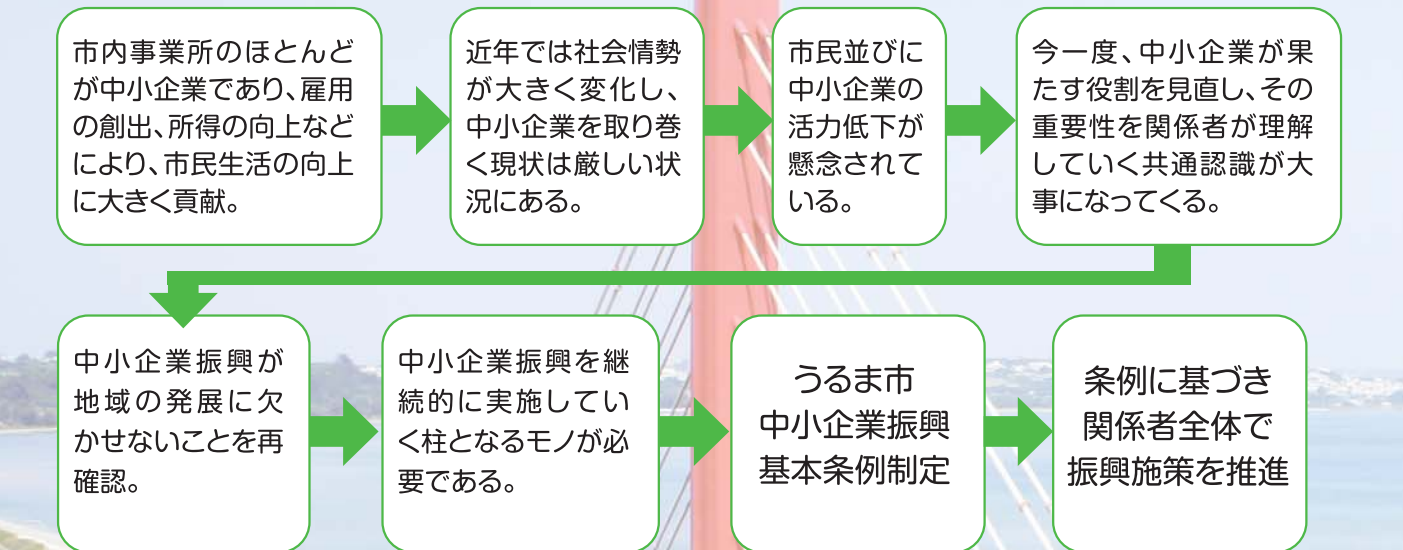


うるま市中小企業振興基本条例とは？

地方自治体が地域の中小企業、関係者等の役割を重視及びその役割を明らかにし、その振興に関する基本事項を定め、**行政の柱**としていくことを明確にすることで、中小企業の活性化ならびに地域経済全体の活性化を**協働して推進**していくことを目的とした条例です。

条例制定の捉え方



中小企業振興と地域活性化の好循環



本条例の基本骨格図

前文（市の変遷、現状、制定理由）

第1条：目的
・市、事業者、市民等の役割の明確化

第2条：定義
・各用語の定義

第3条:基本方針

- ・中小企業者等の創意工夫と努力を尊重
- ・国、県、その他の機関と連携し、関係者と協働して施策を推進

第4条:基本的施策

- ①中小企業者の経営の革新及び創業の促進を図ること
- ②中小企業者の経営基盤の強化を図ること
- ③中小企業者の資金調達の円滑化を図ること
- ④中小企業者の人材の育成を図ること
- ⑤商店街の振興を図ること
- ⑥中小企業振興に寄与する地域環境の整備改善を図ること
- ⑦地域資源の利活用による産業の発展及び創出を図ること
- ⑧観光サービスの発展及び観光需要の創出を図ること

- #### 第4条:基本的施策
- ①中小企業者の経営の革新及び創業の促進を図ること
 - ②中小企業者の経営基盤の強化を図ること
 - ③中小企業者の資金調達の円滑化を図ること
 - ④中小企業者の人材の育成を図ること
 - ⑤商店街の振興を図ること
 - ⑥中小企業振興に寄与する地域環境の整備改善を図ること
 - ⑦地域資源の利活用による産業の発展及び創出を図ること
 - ⑧観光サービスの発展及び観光需要の創出を図ること

協働して施策を推進

行政

第5条:市の責務

- ・第4条の施策の実施
- ・市内事業者の受注
機会の増大

※中小企業の振興の重要性を認識した上で市の役割を「責務」とすることにより、中小企業者等の役割の努力義務や市民の協力よりも強く義務づけています。

中小企業者等

第6条: 中小企業者の役割

- ・経営基盤の強化
- ・人材の育成
- ・市産品の利活用

第7条: 商店街で事業を営む者の役割

- ・商店会への加入
- ・応分の負担による協力

第8条:
大企業者の役割

- ・中小企業振興への理解
- ・地域経済発展に努める
- ・市産品の利活用

第7条:商店街で事業を営む者の役割

- ・商店会への加入
- ・応分の負担による協力

第9条:
中小企業団体の役割

- ・中小企業者へ対するサポート
- ・市の施策に対する協力

市民

第10条:市民の理解と協力

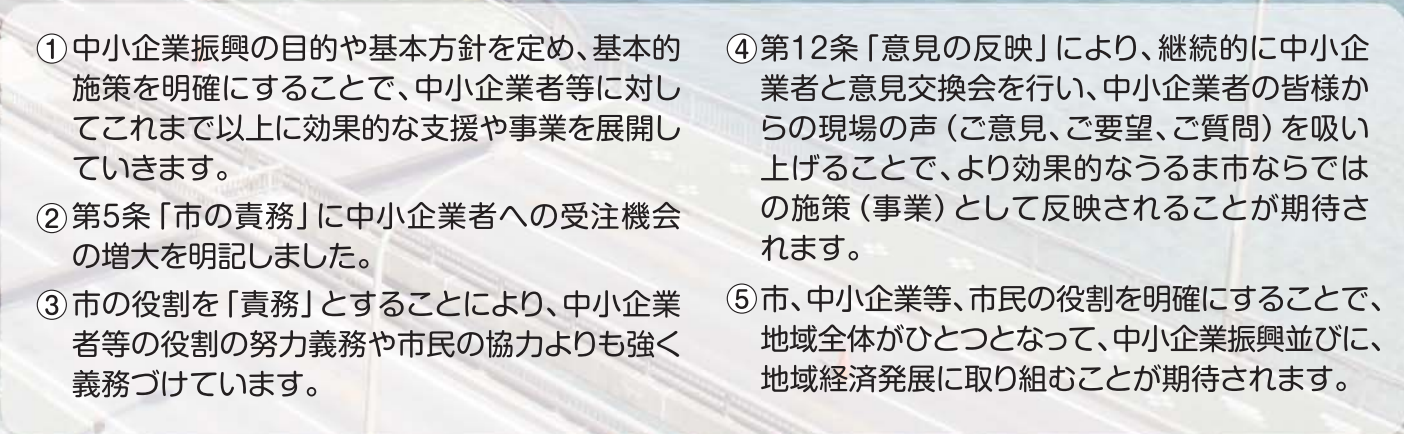
- ・中小企業振興への理解と協力
- ・市産品の利活用

第11条:中小企業の振興に関する取り組みの公表

第12条:意見の反映
施策の策定に当たっては、中小企業者その他の関係者の意見を反映させるため、中小企業者その他の関係者に対し、当該施策に関する情報及び意見の交換の促進を図る

施策の策定に当たっては、中小企業者その他の関係者の意見を反映させるため、中小企業者その他の関係者に対し、当該施策に関する情報及び意見の交換の促進を図る

条例の特色

- 
- ① 中小企業振興の目的や基本方針を定め、基本的施策を明確にすることで、中小企業者等に対してこれまで以上に効果的な支援や事業を展開していきます。
 - ② 第5条「市の責務」に中小企業者への受注機会の増大を明記しました。
 - ③ 市の役割を「責務」とすることにより、中小企業者等の役割の努力義務や市民の協力よりも強く義務づけています。
 - ④ 第12条「意見の反映」により、継続的に中小企業者と意見交換会を行い、中小企業者の皆様からの現場の声（ご意見、ご要望、ご質問）を吸い上げることで、より効果的なうるま市ならではの施策（事業）として反映されることが期待されます。
 - ⑤ 市、中小企業等、市民の役割を明確にすることで、地域全体がひとつとなって、中小企業振興並びに、地域経済発展に取り組むことが期待されます。